



# 宮 崎 県 公 報

平成23年1月25日（火曜日）号外 第2号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

## 目 次

条 例	頁
○宮崎県ワクチン接種緊急促進基金条例……………（健康増進課）	1

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◎ 宮崎県ワクチン接種緊急促進基金条例（条例第1号）

##### 1 制定の理由及び主な内容

子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチンの接種を促進するため、宮崎県ワクチン接種緊急促進基金を設置することとしました。

##### 2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとしました。

### 条 例

宮崎県ワクチン接種緊急促進基金条例をここに公布する。

平成23年1月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

#### 宮崎県条例第1号

##### 宮崎県ワクチン接種緊急促進基金条例

（設置）

第1条 子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン（以下「子宮頸がん予防ワクチン等」という。）の接種を緊急に促進するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、宮崎県ワクチン接種緊急促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、県債証券その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、市町村が行う子宮頸がん予防ワクチン等の接種に係る助成事業及び当該事業の円滑な運用を図るための事務に要する費用の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（委任）

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。